

自転車危険行為 14 項目



1. 信号無視

当たり前ですが、赤信号で止まるのは努力目標ではありません。

2. 通行禁止違反

自転車が通行禁止となっているところを通行した場合です。

		
「指定方向以外通行禁止」 矢印の方向にしか進めない	「車両進入禁止」 一方通行	「車両通行止め」

「軽車両を除く」または「自転車を除く」という補助標識が無い場合、自転車もこの標識に従わなければなりません。

3. 歩行者用道路徐行違反

歩行者専用道路は、下の標識がある道路で、車両の通行が禁止され、自転車も通行できません。右側の標識では自転車も通行できます。また、「軽車両を除く」「自転車を除く」という補助標識があれば通行できます。



4. 通行区分違反

車道の右側を走行した場合や、条件を満たさずに歩道を走行した場合です。南北道路で日常的に見られますが、大変危険ですのでやめましょう。

5. 路側帯通行時の歩行者通行妨害

歩道が設けられていない道路で、白線などで区切られた両脇の空間が路側帯で、歩行者優先です。

6. 遮断踏切立入り

踏切の警報機が鳴っているとき、踏切の遮断機が下りて来ているとき、そして踏切の遮断機が下りているとき、踏切に侵入してはいけません。岡山大学の近くでは、法界院駅の

近くや、岡山駅東口と西口を隔てる踏切がありますね。通行する際には十分に注意するようにしましょう！

7. 交差点安全進行義務違反等

車両や歩行者に注意して安全に進行する義務のことです。交差点に入る際や通行する際は周囲をよく確認しましょう。

8. 交差点優先車妨害等

交差点を右折する場合は、直進車、左折車が優先です。

9. 環状交差点の安全進行義務違反

ロータリ交差点は図書館の前くらいですが、左回りに通り抜けます。

10. 指定場所一時不停止等

一時停止の標識や、赤の点滅信号で止まらなると違反となります。自転車における一時停止とは、「自転車を止めて、足を地面に付ける」事です！

11. 歩道通行時の通行方法違反

自転車が歩道を走行できるのは

- ・「自転車通行可」の道路標識がある場合
- ・運転者が13歳未満、70歳以上、身体的障害を負っている場合
- ・安全のためやむを得ない場合

に限られています！そうで無い場合は、押して歩かなければ歩道は通行できません。

12. ブレーキ不良自転車運転

ブレーキの性能不良も違反の一つです！岡山大学近くの自転車屋さんでは無料で点検をしてくれる場合が多いので、こまめにチェックしましょう！

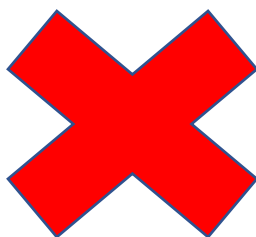
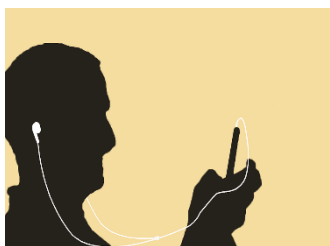
13. 酒酔い運転

アルコールの影響により、正常な運転ができない状態で運転することを酒酔い運転と言います。自転車は車と同じ「車両」に含まれるので、アルコールの影響で運転に支障をきたす場合は、立派な飲酒運転になりますよ！飲み会の後は要注意です！

14. 安全運転義務違反

- ・傘さし運転
- ・スマホや携帯電話を使用しながらの運転
- ・イヤホン、ヘッドホンを使用しながらの運転

心当たりのある方が多いのではないのでしょうか？何気なく行っているこれらの行為も違反です。事故が起きてからでは間に合いません。警察に取り締まりを受ける前に、一人一人が気を付けるように心がけましょう！



では、これらの項目に対して違反をするとどうなるのでしょうか？

自転車運転者講習制度

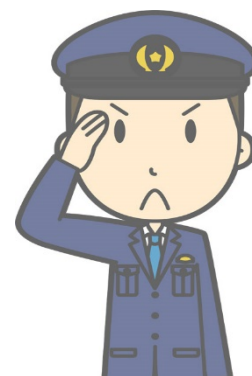
自転車運転者講習制度とは、14 項目の危険行為に該当する違反で **3年以内に2回以上摘発された14歳以上の自転車運転者** に、公安委員会の命令による自転車運転者講習の受講を義務付けるという制度です。

受講時間は3時間で、手数料として5700円かかります。この手数料は事実上、罰金となります。もし従わない場合、5万円以下の罰金が科されます。

講習の内容

事前説明	5分
小テスト	20分
被害者及び被害者遺族の声	15分
犯しやすい違反行為と危険性の疑似体験	20分
体験談、社会的責任、人生設計上のリスク	15分
自転車ルールの徹底	20分
個人ワーク討議、学習シートの記述	40分
最小テスト	10分
感想文	35分

※2回の10分休憩をはさみます



このように、違反を犯すとお金も時間もかなり必要になります。

私たち岡山大学生にとって、自転車移動は必須ですが、毎日きちんと自転車マナーを守り、正しく通学できていますか？運転者の意識次第で自転車事故は減らせるはずですが。今一度、一人一人が自転車のルールを見直し、理解する必要があると思います。周囲に迷惑をかける前に、危機感を持ち被害者にも加害者にもならないように心がけましょう！

